

特定非営利活動法人ボランティアネイバーズ
理事の職務権限規程

特定非営利活動法人ボランティアネイバーズ（以下「この法人」という。）の理事の職務権限について、次のとおり定める。

- 1 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 理事長（業務執行理事（理事長以外の理事であって、理事会の決議によってこの法人の業務を執行する理事として選定されたものをいう。以下同じ。）を置いたときは、理事長及び業務執行理事）は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 5 理事の職務権限は、次の表のとおりとする。

(1) 理事長	この法人を代表し、その業務を執行する。 理事会を招集し、議長として主宰する。 総会を招集する。 直接もしくは副理事長又は業務執行理事を通じて事務局を統括・指揮し、重要事項を承認・決定する。
(2) 副理事長	理事長を補佐し、必要に応じて理事長の職務を代行する。
(3) 業務執行理事	理事会で決議する事務又は事業を分掌し、執行する。 各業務執行理事は、協力して業務を遂行するとともに、担当業務に関し事務局を指揮・監督する。 必要に応じて理事長又は副理事長の職務を代行する。

(附則)

この規程は、2024年5月27日から施行する。(同日2024年度第1回理事会議決)

以上